

海に見える交流館周辺設計業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、海に見える交流館周辺設計業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、必要な事項を定める事を目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称：海に見える交流館周辺設計業務
- (2) 業務区域：隠岐の島町 中町 地内
- (3) 業務内容：別紙「海に見える交流館周辺設計業務仕様書」に定めるとおりとする。
- (4) 業務期間：契約締結の翌日から令和9年3月26日まで
- (5) 提案上限額：設計及びワークショップ開催に係る費用の上限額は650万円以内とする。(全て消費税及び地方消費税を含む。)
ただし旅費およびワークショップに係る備品等の必要経費については本額に含めず、予算の範囲内で別途精算の対象とする。

3 事務局

隠岐の島町役場 都市計画課 都市整備係

住所 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111 直通 08512-2-8580

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により最優秀提案者（優先交渉権者）を決定し、当該提案者と契約要件について協議・調整を行った上で、予算の範囲内で合意に達した場合に契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点評価者との交渉に移行する。

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
 - ② 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - ⑥ プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
 - ⑦ 共同で提案する場合は、共同提案者となる者も上記①～⑥の項目をすべて満たしていること。
 - ⑧ 類似した業務の実績を有していること。ただしその年次範囲は問わない。
- (2) 応募者の構成
- ① 共同で提案する場合は、共同提案者に協力事務所等を加えることができるが、その協力事務所は他の参加者の提案者および共同提案者と重複することはできない。
 - ② 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式第4号）を隠岐の島町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

6 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となる場合はある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 海の見える交流館周辺設計業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格の「5 資格要件」を有しなくなった場合

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、日程については変更、またはその他の理由により、プレゼンテーション及びヒアリングを中止する場合がある。

内 容	期限・締切日など
募集公告（実施要領等の配布）	R8. 7. 6（月）
参加表明書の受付期間	R8. 7. 6（月）～R8. 7. 21（火）午後5時
参加表明書等に関する質問書受付期間	R8. 7. 6（月）～R8. 7. 13（月）午後5時
参加表明書等に関する質問書の回答期限	R8. 7. 15（水）
参加資格可否の通知	R8. 7. 23（木）
業務提案書提出期間	R8. 7. 23（木）～R8. 7. 31（金）午後5時
業務提案書等に関する質問書受付期間	R8. 7. 6（月）～R8. 7. 22（水）午後5時
業務提案書等に関する質問書の回答期限	R8. 7. 23（木）

プレゼンテーションおよびヒアリング	R8. 8月上旬
結果の通知（発送）	R8. 8月上旬

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードすること。

(URL:<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル実施要領
- (3) 海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- (4) 海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル業務提案書等作成要領
- (5) 海の見える交流館周辺設計業務仕様書
- (6) 海の見える交流館周辺設計業務評価要領
- (7) 各様式

9 プロポーザル手続きへの参加の辞退

本業務の希望者がプロポーザル手続きへの参加を辞退するときは、辞退届（様式任意）を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続きへの参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

10 質問及び回答

プロポーザル手続きに関する質問は、次のとおり実施する。なお、提出書類の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

- (1) 提出期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和8年7月13日（月）午後5時（必着）
 - 【業務提案書等に関する質問】 令和8年7月22日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書（様式第8号）
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又は FAX による質問は受け付けない。
 なお、電子メールの表題は「海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル質問書」として送信すること。送信した際には、電話等で送信した旨を伝えること。
- (5) 回答期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和8年7月15日（水）
 - 【業務提案書等に関する質問】 令和8年7月23日（木）
- (6) 回答方法 隠岐の島町公式ホームページにて一括で回答する。

11 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時（必着）

- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 事業者概要書（様式第2号）
 - ③ 業務実績書（様式第3号）
 - ④ 再委託業務予定調書（様式第4号）
 - ⑤ 予定技術者調書（管理・担当）（様式第5号）
 - ⑥ 業務実施体制調書（様式第6号）
 - ⑦ 業務責任者・担当者の雇用を証明する書類等（雇用証明書、健康保険証等）の写し
 - ⑧ 保有資格の登録証などの写し
 - ⑨ 共同提案の場合は協定書の写し（様式任意）
- (5) 作成方法
海の見える交流館周辺設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領を参照し、作成すること。
- (6) 提出部数
原本1部
- (7) 通知
参加表明書等に基づく参加資格の有無については、令和8年7月23日（木）に、参加申込者全員へ電子メールで通知する。また、参加資格が「有」と判断された者には、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施日程および場所を改めて通知する。なお、参加資格が「無」と判断された者の業務提案書の提出は受け付けない。

1.3 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月31日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし、併せて電子データ1式CD-RまたはDVD-Rに保存し提出すること。
- (4) 提出書類
 - ① 業務提案書（任意様式）
 - (ア) 6部提出（5部「企業名・団体名無し」、1部「企業名・団体名有り」
 - (イ) 原則A4サイズで10枚以内とする。
A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2枚分と換算する。
 - (ウ) 文字サイズは10.5ポイント以上
 - (エ) カラー可、図、絵、写真等の使用は可。
 - ② 業務工程表
 - (ア) 6部提出（5部「企業名・団体名無し」、1部「企業名・団体名有り」
 - (イ) 様式自由。ただし、A3サイズ、横長片面で1枚以内。
 - ③ 見積書
 - (ア) 提出部数は、6部（5部「企業名・団体名無し」、1部「企業名・団体名有り」）

(イ) 様式第7号に記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

1.4 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

- (1) 開催日 令和8年8月上旬予定
- (2) 場所 隠岐の島町役場本庁
- (3) 時間構成 発表時間40分程度
(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度)
- (4) 参加方法 現地もしくはWeb会議システムを使用したリモート参加
(リモート参加による減点はない)
- (5) 留意事項
 - ① プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は4名以内（パソコン操作員含む）とする。
 - ② プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - ③ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が業務提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。モニター類は事務局が用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
 - ④ Web会議システムでの参加の場合、加えて以下を留意すること。
 1. Web会議システムは参加者側が用意すること。
 2. 隠岐の島町側の機器の準備及び操作は事務局でおこなうものとする。
 3. リモート参加の場合は開催日の2開庁日前までにその旨を事務局へ通知し、参加のためのURL・ID・パスワード等をメールにて送付すること。
 4. Web会議システムはZoom・Teamsのいずれかを使用すること。
 5. 参加者はそれぞれ別のPCにてWeb会議に参加すること。また、カメラ・マイクは常にONにし、プレゼン中は画面外に出ないこと。
 6. 現地参加とリモート参加併用は不可とする。
 7. 録画・録音などは不可とする。
 8. 背景画像や表示名等により、企業名が明らかにならないよう留意すること。
 9. その他、無関係な人物等の映り込み、音かぶりが無いよう十分に留意すること。

1.5 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会

参加表明書等及び業務提案書の審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、審査委員会において行う。本プロポーザルに関して、参加表明者及び業務提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 商工観光課長
委員	隠岐の島町 建設課長

委員	隠岐の島町 保健福祉課長
委員	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課長
委員	海の見える交流館運営事業者
オブザーバー	隠岐の島町 都市計画課長

(2) 評価項目による評価

提出された参加表明書等、業務提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について、企業の経験・能力、執行体制、予定管理技術者を対象とする評価項目1と、業務実施方針、業務工程計画、課題に対する技術提案及びヒアリングを対象とする評価項目2に基づき審査を行い、その結果を総合的に判断して最優秀者及び次順位者を特定する。

(3) 審査結果の通知

全てのヒアリング参加者に電子メール及び文書で通知する。また、町ホームページでも結果を公表する。

(4) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評価項目1

評価項目	評価の着眼点	評価点
企業の経験・能力	(ア) 同種業務の実績 公共空間やランドスケープに関する設計業務、広場を含む屋外空間デザイン等の同種・類似業務の実績があること	10
	(イ) 住民参加型の計画づくり・合意形成の実績 ワークショップ、社会実験等を通じて住民参加型の計画プロセスを構築・運営し、得られた意見や合意形成の結果を計画づくりに反映した実績があること	20
	(ウ) 企業の専門性・信頼性 ランドスケープ分野の業務経験や、ランドスケープに関する部門の建設コンサルタント登録等の保有状況が確認できること	5
執行体制	(ア) 業務実施体制の妥当性 業務遂行に必要な体制が整えられており、設計業務内容に応じた動員計画や実施方法が妥当であること	10
予定管理技術者の評価	(ア) 資格等要件 登録ランドスケープアーキテクト (RLA)、技術士資格 (ランドスケープに関する部門)、RCCM 資格 (ランドスケープに関する部門) 等の関連資格の保有状況や、公共空間やランドスケープに関する設計業務の経験や活動実績から、本業務を適切に管理できる能力が確認できること	5
合 計		50

評価項目 2

評価項目	評価の着眼点	評価点
業務実施方針	(ア) 業務に対する理解度および業務の実施方針 本業務の目的を踏まえ、交流館と広場の一体的な空間づくりに向けた基本方針や検討プロセスが明確であり、住民参加の進め方が適切で実現性が高いこと	10
業務工程計画	(ア) 業務工程計画の妥当性 業務量を適切に把握し、住民参加や関係者調整、設計検討等を確実に実施できる現実的な工程計画となっていること	10
課題に対する技術提案	(ア) 適格性 西郷港周辺まちづくりの理念を踏まえ、交流館と広場の将来の使われ方や生まれる活動を見据え、交流館との関係性や広場の特性、さらに将来の海側エリアとの連続性に配慮した適切な提案であること	20
	(イ) 実現性 提案内容が、広場の整備や運用を進めるうえで必要となる視点や条件を的確に踏まえており、住民・子どもたち・事業者など多様な立場から見ても、利用や活動が広がる姿が具体的にイメージできる内容となっていること。また、提案者が有する関連する経験や、適切な技術基準・資料等を踏まえ、提案内容に十分な説得力があること	20
	(ウ) 独創性 提案内容に、広場の特性や交流館との関係性を踏まえた新しい視点や工夫が盛り込まれており、地域の活動やにぎわいをより豊かにする独自性が認められること	10
ヒアリング	(ア) 説明内容 説明内容が、提案の意図や技術的な考え方を的確に伝えており、計画の妥当性や技術提案の適格性が十分に理解できるものであること	10
	(イ) 説明態度 説明の姿勢や態度が適切であり、業務に対する理解や意欲が感じられること	10
	(ウ) 質疑応答 質疑に対して過不足のない適切な回答が行われ、回答内容が提案の意図や技術的な考え方と整合していること	10
合計		100

1.6 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 7 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、「海に見える交流館周辺設計業務」の契約に係る優先交渉権を付与する。
最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合に、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

1 8 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、隠岐の島町の判断により契約締結時において、隠岐の島町と契約締結する事業者が業務提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

1 9 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (3) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (4) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (5) 参加表明者及び業務提案書に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (6) 提出された書類の返却は行わない。
- (7) 審査内容の詳細や個別の評価に関する問い合わせには応じない。
- (8) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。